

第14回青森県いじめ防止対策審議会 概要

- 1 日時 平成29年7月27日(木) 15:00~16:30
- 2 場所 青森県警察本部6階 教育委員会室
- 3 出席者

【委員】

内海 隆 委員
沼田 徹 委員
関谷 道夫 委員
鳴海 春輝 委員
白戸 美也子 委員

【事務局】

和嶋教育次長、一戸学校教育課長、ほか学校教育課職員(6名)

4 会議概要

(1) 審議事項

「平成29年度のいじめ防止対策について」

平成29年度いじめ防止等の取組、ハートフルリーダー等研修事業、いじめ防止対策推進法に基づく報告(県立学校)の改定について事務局から報告する。

「青森県いじめ防止基本方針の改定について」

【主な意見】

- 基本方針の中では、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の略称として、「学校いじめ対策組織」としているが、防止という意味合いを含んだ対策組織であることを関係者には十分理解しておいてもらいたい。
- 章立ては、県民が読みやすいように工夫する必要がある。
- 教員評価でいじめの問題を取り扱う場合に、ただ数字だけを評価すると教員がプレッシャーを感じるだけになる。いじめ防止等の取組状況についての実態が正しく捉えられるように、努力目標の意識を先生方に持たせる等、十分配慮する必要がある。
- 人権擁護機関という表現が抽象的であるので、法務局などの具体例を示した方がよい。
- いじめに対する措置として、学校を県教委、スクールカウンセラー等の専門家、警察等の関係機関が総がかりで支援していくという姿勢が見えているのが非常によい。今後、実績を積み重ねて、実効性をもつようにしていくことが大切である。
- 子どもたちが主体的に活動した、いじめ防止の取組について、好事例を集めて各学校に情報提供するとよい。
- 子どもたちがいじめに気付いた時には、大人に報告するのが当然であるという感覚を、幼児期の教育から身に付けられる体制を整えることも大切である。
- 学校内におけるいじめの情報の共有を確実に行うこと、また、情報をきちんと蓄積していくことで、組織としての対応力を強化していく必要がある。
- いじめの対策組織に専門職を参加させるのであれば、予算措置等について具体的に考えておくべきである。
- いじめた生徒への教育的配慮を失わず、人間的な成長を促す指導が必要である。
- 今回の審議会で各委員から挙げられた意見を参考にして、改定案を作成していただきたい。